

札幌市クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）募集要項

1 趣旨

気候変動適応法の改正（令和6年4月1日全面施行）により、市民等が熱中症にならないよう夏の暑さを避けるために利用可能な場所として、冷房設備を有するなど一定の要件を満たす施設を、市町村長が指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）として指定できるとした規定が整備されました。

つきましては、札幌市においてクーリングシェルターのとしてご協力いただける民間施設を募集します。

2 札幌市クーリングシェルターの開設期間

毎年7月1日から9月30日まで

※開設期間中は、「熱中症特別警戒情報」の発表の有無や暑さによらず、常時開放をお願いします。

※開設日・時間は、指定にあたって札幌市と各施設管理者との間で事前に締結する協定（以下「協定」という。）における各施設の利用可能日・時間（札幌市ホームページにて公表）によります。

3 指定要件

クーリングシェルターとして指定を受けるための要件は以下の通りです。

- (1) 札幌市内に所在している施設であること。
- (2) 営業時間中に自由に出入りが可能な施設等であり、協定で定めた場所を無料で利用可能であること。
- (3) 上記2の開設期間及びあらかじめ公表している開設時間に開設すること。
- (4) 協定において定める受け入れ可能人数（利用者が休憩可能な座席数）に応じて、利用者一人一人が滞在するために必要かつ適切な空間を確保すること。
※通常の営業時間内で、既存のスペース等において市民等の受け入れを行っていただく形で構いません。クーリングシェルター指定施設になるために、新たに専用スペースや専用室を設けていただく必要はありません。
- (5) 冷房設備を有し、適切に管理・運用すること。
※冷房稼働の温度基準について特に定めはありませんので、各施設の通常の空調管理に沿って運用いただいて構いません。
- (6) クーリングシェルターとしての開放について周知に努めること。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当する施設でないこと。
- (8) 公序良俗に反する施設ではないこと。

※札幌市において指定することが適切ではないと判断する場合には、指定しないことがあります。また、指定された後も、市が不適当と認める場合は、指定を取り消すことがあります。

4 募集期間

随時受付

5 申込方法

申込様式に必要事項を記入の上、電子メールにより以下の提出先にご提出ください。

札幌市環境局 環境都市推進部 環境政策課

住 所：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所12F

電話番号：011-211-2877

電子メール：kan.suishin@city.sapporo.jp

6 提出後の流れ

申込様式提出後の流れは以下のとおりです。

- (1) 市と施設管理者で協定内容の協議
- (2) 協定の締結（クーリングシェルターとして指定）
- (3) クーリングシェルター施設情報の公表（市ホームページ等）

7 協定の有効期間

協定に定める有効期間満了の1か月前までに協定の更新をしない旨の申し出がない場合には、協定は引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

8 物資等の配付について

水や塩あめなどの熱中症対策物品について、市からの配付や補助は行いません。ただし、各施設で準備いただいた物品を配布することを妨げるものではありません。

9 その他

- (1) 指定にあたり、札幌市との協定締結が必要となります。
- (2) クーリングシェルターの開放にあたって必要となる経費（冷房設備の電気代等）は、各施設でのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 施設の利用者に対し、対価の要求のほか、過度な勧誘や不当な営業を行わないこと。